

# 長崎県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成19年12月  
(平成22年9月改訂)  
(平成28年6月改訂)  
(平成29年3月改訂)  
(令和2年5月改訂)

長 崎 県

## 目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1.	計画策定の経緯及び趣旨	1
2.	計画対象区域	2
3.	計画対象とするPCB廃棄物	2
4.	計画の期間	2
5.	計画の見直し	2
第2章	PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	3
1.	PCB廃棄物の保管状況	3
2.	PCB使用製品等の所有状況	5
3.	PCB廃棄物の処分量の見込み	7
第3章	PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項	10
1.	PCB廃棄物の処理体制	10
(1)	高濃度PCB廃棄物の処理体制	10
(2)	高濃度PCB廃棄物の処理期限	11
(3)	低濃度PCB廃棄物の処理体制及び処理期限	11
(4)	高濃度PCB廃棄物処理に係る 中小企業者等への支援による早期処理の促進	12
2.	PCB廃棄物の広域的な処理の体制に関する事項	13
(1)	広域収集運搬における安全性の確保	13
(2)	計画的な収集運搬体制の整備	13
第4章	PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な監視・指導その他の措置に関する事項	14
1.	PCB廃棄物等の確実な把握及び処理の指導	14
2.	適正保管に関する監視指導等の徹底	14
3.	PCB使用製品の確実な処理の推進	14
4.	安全で効率的な収集運搬に関する監視指導及び緊急時の連絡体制	14
第5章	PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な関係機関との連携に関する事項	16
1.	広域的な連絡・調整体制の強化	16
2.	関係機関の役割と連携	16
(1)	保管事業者等の役割	16
(2)	収集運搬業者の役割	17
(3)	国・JESCOの役割	17
(4)	県・政令で定める市の役割	17
(5)	市町の役割	17
第6章	PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な関係者の理解を深めるための方策に関する事項	19
1.	関係者の理解を深めるための情報公開の推進	19
第7章	その他の必要な事項	20
1.	進行管理	20
2.	PCBの使用された部品を含む家電製品の処理	20
資料		
資料1	PCB廃棄物の輸送時等の事故対応マニュアル	21

# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 計画策定の経緯及び趣旨

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、不燃性である等の性質を有する物質であり、その特性から、熱媒体、トランスやコンデンサーといった電気機器の絶縁油、感圧複写紙等として幅広い分野で使用されてきた。

しかしながら、昭和43年に発生したカネミ油症事件（食用油の製造過程において、熱媒体として用いられたPCBが混入して健康被害を発生させた事件）を契機に、PCBの毒性が社会問題化したため、昭和48年10月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、昭和49年6月からその製造、輸入等が事実上禁止となった。

既に製造されたPCBについては、処理施設の整備が進まなかったことから、処分が目途がたたないまま、PCB廃棄物を所有している事業者による保管が行われてきたが、長期にわたる保管が続く中で、PCB廃棄物の紛失等が発生し環境汚染の進行が懸念される状況となった。

一方、PCBに関する国際的な規制として、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が平成13年5月に採択され、我が国は翌年8月に加入した。PCBに関しては、令和7年までに使用を廃絶すること、令和10年までに適正に処分すること等が努力義務として定められている。

このような状況を踏まえ、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）」が制定され、同法に基づき、国において平成15年4月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定された。

本県は、PCB特措法第7条の規定に基づき、基本計画に即して、平成19年に「長崎県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）」を策定し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進等に関する必要な事項を定め、もって、長崎県内のPCB廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進することとした。

その後、微量のPCBに汚染された廃棄物の処理に関する基本計画の改訂等により、平成22年9月に処理計画を改訂した。

また、PCB廃棄物の処理を行う作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの処理完了は困難な状況となり、国は、平成26年6月に基本計画を改訂し、処理期間を延長した。これを受け、本県も平成28年6月に処理計画の改訂を行った。

平成28年5月にはPCB特措法が改正され、高濃度PCB廃棄物及び使用製品を処分期間内に処分することが義務づけられるとともに、当該期限までに処分できない場合は義務違反者に対する改善命令、保管事業者が不明等処分の見込みが無い場合は処分に係る行政代執行を行うことができることとなった。この改正に即して、平成28年7月に基本計画が改訂され、本県も平成29年3月に処理計画の改訂を行ったところである。

さらに、令和元年12月にはPCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等については、低濃度PCB廃棄物として処理できるようになったことから基本計画が改訂された。これを受け、本県においても処理計画を改訂するものである。

## 2. 計画対象区域

本計画の対象とする区域は、長崎県内の全域とする。

## 3. 計画対象とするPCB廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、PCB特措法第2条に定めるPCB廃棄物とする。PCB廃棄物の具体的な種類及び製品の種類を、表1に示す。

表1 計画対象とするPCB廃棄物の種類及び製品の種類

変圧器(トランス) PCBを含む油 ウエス	コンデンサー OFケーブル 汚泥	柱上変圧器 その他の機器 塗膜	安定器 感圧複写紙 その他
-----------------------------	------------------------	-----------------------	---------------------

「その他の機器」は変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器であり、「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

### 【参考】PCB特措法第2条第1項

この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物(廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)となったもの(環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

## 4. 計画の期間

本計画の期間は、PCB特措法及び同法施行令で定める処分期間である令和9年3月31日までとする。

## 5. 計画の見直し

本計画は、基本計画の見直し、基本計画に定められている北九州事業(以下「北九州PCB廃棄物処理事業」という。)の実施状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行う。

## 第2章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

### 1. PCB廃棄物の保管状況

平成31年3月31日現在における本県のPCB廃棄物の保管状況を、表2-1～3に示す。

保管されている主なPCB廃棄物を種類別で見ると、県全体では変圧器類が275台、コンデンサー類が1,252台、安定器が2,555個、PCBを含む油が6,892kg等となっている。

濃度別の保管状況は、高濃度廃棄物の大型変圧器・コンデンサーが1台、安定器及び汚染物等が32台、2,367個、2,724kg、低濃度廃棄物が1,498台、34,191kg等となっている。

PCB廃棄物等保管事業場は県全体で312事業場あり、高濃度廃棄物の大型変圧器・コンデンサーが1事業場、安定器及び汚染物等が52事業場、低濃度廃棄物が259事業場となっている。

表2-1 PCB廃棄物の保管状況(地域別:平成31年3月31日現在)

種類	単位	県全域 合計	長崎市	佐世保市	県管轄分(保健所名)							
					西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	壱岐	対馬
変圧器(トランス)	台	275	130	42	5	45	5	18	7	10	7	6
	kg	49	0	48	0	0	0	1	0	0	0	0
コンデンサー(3kg以上)	台	259	90	102	58	0	1	1	3	2	2	0
コンデンサー(3kg未満)	台	993	81	403	497	1	3	1	0	7	0	0
	kg	0.1	0	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0
柱上変圧器(柱上トランス)	台	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
安定器	個	2,555	433	1,757	1	183	159	15	3	0	4	0
	kg	1,387	1,319	68	0	0	0	0	0	0	0	0
PCBを含む油	個	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	kg	6,892	196	3,645	57	5	0	2	0	1,542	2	1,443
	L	1,100	0	0	1,100	0	0	0	0	0	0	0
OFケーブル	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の機器	台	102	35	21	25	4	2	5	0	9	0	1
	kg	162	0	162	0	0	0	0	0	0	0	0
感圧複写紙	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ウエス	個	4	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0
	kg	371	47	201	107	1	0	2	0	4	2	7
汚泥	kg	23,524	410	0	0	0	0	0	0	0	0	23,114
塗膜	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	個	12	9	0	0	2	0	0	0	0	1	0
	kg	4,622	876	2,481	533	245	0	14	99	374	0	0

注1) PCB特措法第8条の規定に基づく事業者からの届出を集計したもの

注2) 個には、「缶」、「一式」、「袋」を含む

表2-2 PCB廃棄物の保管状況(地域別:平成31年3月31日現在)

種類	単位	県全域 合計	長崎市	佐世保市	県管轄分(保健所名)							
					西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	壱岐	対馬
高濃度廃棄物 (大型変圧器・コンデンサー等)	台	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
高濃度廃棄物 (安定器及び汚染物等)	台	32	10	21	0	0	1	0	0	0	0	0
	kg	2,724	2,463	261	0	0	0	0	0	0	0	0
低濃度廃棄物	台	1,498	326	446	585	50	12	25	10	28	9	7
	個	22	10	5	0	5	0	0	0	0	2	0
	kg	34,191	385	6,252	697	251	0	19	99	1,920	4	24,564
	L	1,100	0	0	1,100	0	0	0	0	0	0	0

表2-3 PCB廃棄物保管事業場数(地域別:平成31年3月31日現在)

	県全域 合計	長崎市	佐世保市	県管轄分(保健所名)							
				西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	壱岐	対馬
保管事業場数	312	109	65	21	38	16	15	11	18	11	8
内 高濃度廃棄物	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
内 高濃度廃棄物	52	26	13	1	2	6	1	2	0	1	0
内 低濃度廃棄物	259	83	51	20	36	10	14	9	18	10	8

注1) 保管事業場数とは、その事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業場数をいう。

## 2 . P C B 使用製品等の所有状況

平成31年3月31日現在における本県のP C B使用製品等の所有状況を表3 - 1 ~ 3に示す。

主なP C B使用製品等の所有状況をみると、県全体では変圧器類が183台、コンデンサー類が12台、安定器が576個、その他の機器が66台、59kgとなっている。

濃度別の所有状況は、高濃度廃棄物の大型変圧器・コンデンサーが0台、安定器及び汚染物等が2台、530個、低濃度廃棄物が263台、2,451kgとなっている。

P C B使用製品等所有事業場は県全体で110事業場あり、高濃度廃棄物の大型変圧器・コンデンサーが0事業場、安定器及び汚染物等が21事業場、低濃度廃棄物が89事業場となっている。

表3-1 PCB使用製品等の所有状況(地域別:平成31年3月31日現在)

種類	単位	県全域 合計	長崎市	佐世保市	県管轄分(保健所名)							
					西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	壱岐	対馬
変圧器(トランス)	台	183	74	83	4	11	3	7	0	0	1	0
	kg	260	0	135	0	125	0	0	0	0	0	0
コンデンサー(3kg以上)	台	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コンデンサー(3kg未満)	台	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柱上変圧器(柱上トランス)	台	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0
安定器	個	576	229	153	0	183	1	0	0	0	0	10
	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCBを含む油	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	kg	0.05	0	0.05	0	0	0	0	0	0	0	0
	L	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
OFケーブル	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の機器	台	66	20	12	2	14	0	18	0	0	0	0
	kg	59	0	59	0	0	0	0	0	0	0	0
感圧複写紙	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ウエス	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塗膜	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	kg	2,132	0.01	26	0	2,106	0	0	0	0	0	0

注1) PCB特措法第8条の規定に基づく事業者からの届出を集計したもの

注2) 個には、「缶」、「一式」、「袋」を含む

表3-2 PCB使用製品等の所有状況(地域別:平成31年3月31日現在)

種類	単位	県全域 合計	長崎市	佐世保市	県管轄分(保健所名)							
					西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	壱岐	対馬
高濃度廃棄物 (大型変圧器・コンデンサー等)	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高濃度廃棄物 (安定器及び汚染物等)	台	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	個	530	229	107	0	183	1	0	0	0	0	10
低濃度廃棄物	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	台	263	102	95	6	25	7	25	0	0	1	2
	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	kg	2,451	0.01	220	0	2,231	0	0	0	0	0	0
	L	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表3-3 PCB使用製品等所有事業場数(地域別:平成31年3月31日現在)

	県全域 合計	長崎市	佐世保市	県管轄分(保健所名)							
				西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	壱岐	対馬
所有事業場数	110	40	38	4	13	4	8	0	0	1	2
内 高濃度廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内 高濃度廃棄物	21	14	4	0	1	1	0	0	0	0	1
内 低濃度廃棄物	89	26	34	4	12	3	8	0	0	1	1

注1) 所有事業場数とは、PCB使用製品を保有する事業者数をいう。



### 3 . P C B 廃棄物の処分量の見込み

本計画に基づく最終的な P C B 廃棄物の処分量は、P C B 廃棄物の保管量に使用製品等の所有量を加えた数量により見込むものとし、その結果を表 4 - 1 ~ 3 に示す。

主な P C B 廃棄物等の処分量をみると、県全体では変圧器類が 4 5 8 台、コンデンサー類が 1 , 2 6 4 台、安定器が 3 , 1 3 1 個、P C B を含む油が 6 , 8 9 2 k g 等となっている。

濃度別の処分量は、高濃度廃棄物の安定器及び汚染物等が 3 4 台、2 , 8 9 7 個、2 , 7 2 4 k g であり、低濃度廃棄物が 1 , 7 6 1 台、3 6 , 6 4 3 k g 等となっている。なお、高濃度廃棄物の大型変圧器・コンデンサーは、P C B 特措法の特例処分期限日を過ぎたため、保管事業場にて継続保管とされている。

P C B 廃棄物等保管（所有）事業場は県全体で 4 2 2 事業場あり、高濃度廃棄物の大型変圧器・コンデンサーが 1 事業場、安定器及び汚染物等が 7 3 事業場、低濃度廃棄物が 3 4 8 事業場となっている。

一方、電気事業法に基づき、電気工作物の設置者により届出された平成 3 1 年 3 月 3 1 日現在の P C B 使用電気工作物の種類別の所有量を表 5 に示す。表 5 については表 3 - 1 及び表 3 - 2 と重複があることに留意が必要である。

表4 - 1 PCB廃棄物等の処分量見込み(地域別:平成31年3月31日現在)

種類	単位	県全域 合計	長崎市	佐世保市	県管轄分(保健所名)							
					西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	壱岐	対馬
変圧器(トランス)	台	458	204	125	9	56	8	25	7	10	8	6
	kg	309	0	183	0	125	0	1	0	0	0	0
コンデンサー(3kg以上)	台	267	98	102	58	0	1	1	3	2	2	0
コンデンサー(3kg未満)	台	997	81	405	497	1	3	1	0	7	0	2
	kg	0.1	0	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0
柱上変圧器(柱上トランス)	台	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0
安定器	個	3,131	662	1,910	1	366	160	15	3	0	4	10
	kg	1,387	1,319	68	0	0	0	0	0	0	0	0
PCBを含む油	個	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	kg	6,892	196	3,645	57	5	0	2	0	1,542	2	1,443
	L	1,100	0	0	1,100	0	0	0	0	0	0	0
OFケーブル	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の機器	台	168	55	33	27	18	2	23	0	9	0	1
	kg	221	0	221	0	0	0	0	0	0	0	0
感圧複写紙	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ウエス	個	4	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0
	kg	371	47	201	107	1	0	2	0	4	2	7
汚泥	kg	23,524	410	0	0	0	0	0	0	0	0	23,114
塗膜	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	個	12	9	0	0	2	0	0	0	0	1	0
	kg	6,754	876	2,507	533	2,351	0	14	99	374	0	0

注1)処分量 = 保管量 + 所有量

注2)PCB特措法第8条の規定に基づく事業者からの届出を集計したもの

注3)個には、「缶」、「一式」、「袋」を含む

表4 - 2 PCB廃棄物等の処分量見込み(地域別:平成31年3月31日現在)

種類	単位	県全域 合計	長崎市	佐世保市	県管轄分(保健所名)							
					西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	壱岐	対馬
高濃度廃棄物 (大型変圧器・コンデンサー等)	台	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
高濃度廃棄物 (安定器及び汚染物等)	台	34	10	23	0	0	1	0	0	0	0	0
	個	2,897	662	1,837	1	206	160	14	3	0	4	10
	kg	2,724	2,463	261	0	0	0	0	0	0	0	0
低濃度廃棄物	台	1,761	428	541	591	75	19	50	10	28	10	9
	個	22	10	5	0	5	0	0	0	0	2	0
	kg	36,643	385	6,473	697	2,482	0	19	99	1,920	4	24,564
	L	1,100	0	0	1,100	0	0	0	0	0	0	0

表4 - 3 PCB廃棄物等保管(所有)事業場数(地域別:平成31年3月31日現在)

	県全域 合計	長崎市	佐世保市	県管轄分(保健所名)							
				西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	壱岐	対馬
保管(所有)事業場数	422	149	103	25	51	20	23	11	18	12	10
内 高濃度廃棄物	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
内 高濃度廃棄物	73	40	17	1	3	7	1	2	0	1	1
内 低濃度廃棄物	348	109	85	24	48	13	22	9	18	11	9

表5 電気事業法に基づくPCB使用電気工作物の所有量  
(平成31年3月31日現在)

種類	県全域所有量(単位:台)	
	高濃度	低濃度
変圧器(電気事業者の柱上変圧器を除く)	0	384
電力用コンデンサー	0	9
計器用変成器	0	0
リアクトル	0	2
放電コイル	0	0
電圧調整器	0	1
整流器	0	0
開閉器	0	4
遮断器	0	13
中性点抵抗器	0	0
避雷器	0	0
OFケーブル	0	0
電気事業者の柱上変圧器	0	2

### 第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項

#### 1. PCB廃棄物の処理体制

##### (1) 高濃度PCB廃棄物の処理体制

本県内の高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の北九州PCB処理事業所で処理を行う。

表6 JESCO北九州PCB処理事業所の概要

項目	内容	
実施場所	福岡県北九州市若松区響町1丁目62番24	
事業の開始	平成16年12月	
処理品目	第1期施設	大型変圧器・コンデンサー等 ・処理方式：脱塩素化分解法 ・処理能力：1.0t/日（PCB分解量） 平成31年3月で処理が完了
	第2期施設	安定器及び汚染物等 ・処理方式：プラズマ溶融分解法 ・処理能力：10.4t/日（安定器及び汚染物等の量） 安定器及び汚染物等（小型コンデンサー） ・処理方式：脱塩素化分解法 ・処理能力：0.5t/日（PCB分解量）
処理対象地域	対象地域	対象物
	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	大型変圧器・コンデンサー等、安定器及び汚染物等
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	安定器及び汚染物等（一部機器を除く）
	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	車載変圧器の一部、安定器及び汚染物等（一部機器を除く）
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	コンデンサーの一部	

## (2) 高濃度PCB廃棄物の処理期限

高濃度PCB廃棄物及び使用製品は、県、国、保管事業者、所有事業者、収集運搬業者等の密接な連携のもと、確実かつ適正な処理に積極的に取り組み、表7のとおり計画的な処理を行う。

### 処分期間の設定

平成28年5月のPCB特措法の一部改正において、計画的処理完了期限を確実に達成するために、新たに「処分期間」が設定された。

高濃度PCB廃棄物を保管する事業者は、処分期間内にその高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を委託しなければならない。また、高濃度PCB使用製品（ただし、電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）を所有する事業者は、その高濃度PCB使用製品を処分期間内に廃棄しなければならない。

この処分期間の末日は、計画的処理完了期限を確実に達成するため、それぞれの計画的処理完了期限の1年前の日とする。

### 特例処分期限日の設定

の処分期間の末日から起算して1年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。計画的処理完了期限と同じ日）までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する高濃度PCB廃棄物を保管する事業者及び高濃度PCB使用製品（ただし、電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）を所有する事業者にあつては、高濃度PCB廃棄物の自ら処分、他人への処分委託又は高濃度PCB使用製品の廃棄を、処分期間に代えて特例処分期限日までに行わなければならない。

## (3) 低濃度PCB廃棄物の処理体制及び処理期限

低濃度PCB廃棄物及び使用製品は、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設及び都道府県知事等許可施設で処理を行うこととし、表7の処理期限内のできるだけ早い時期に処理完了を目指す。

表7 P C B 廃棄物の処理施設と処理期限

区分	P C B 含有濃度	処理施設	処理期限		
高濃度 P C B 廃棄物	5,000 mg/kg超	J E S C O 北九州 P C B 処理事業所	大型変圧器・コンデンサー等	処分期間	平成30年3月31日まで
				特例処分期限日 (計画的処理完了期限)	平成31年3月31日まで
				事業終了準備期間 <sup>2</sup>	令和4年3月31日まで
			安定器及び汚染物等 <sup>1</sup>	処分期間	令和3年3月31日まで
				特例処分期限日 (計画的処理完了期限)	令和4年3月31日まで
				事業終了準備期間 <sup>2</sup>	令和6年3月31日まで
低濃度 P C B 廃棄物	5,000 mg/kg以下	無害化処理認定施設及び都道府県知事等許可施設	令和9年3月31日まで		

1 P C B 含有濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物は、低濃度 P C B 廃棄物として処分する。

2 国の P C B 廃棄物処理基本計画にて発生量に含まれていない高濃度 P C B 廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられている。

#### (4) 高濃度 P C B 廃棄物処理に係る中小企業者等への支援による早期処理の促進

P C B 廃棄物の処理には通常の廃棄物の処理に比べ相当高額な費用を要することから、費用負担能力の小さな中小企業者等の負担軽減を図るため、平成13年度に環境事業団(現在は独立行政法人環境再生保全機構に移行)に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金(以下「基金」という。)」が創設され、国及び都道府県は毎年度一定額を拠出している。

基金からの助成金及び国の補助により、中小企業者等は J E S C O の処理費用の70%(個人の場合は95%)が軽減されることから、本県においても、この制度を利用して中小企業者等が保管している P C B 廃棄物の処理費用の軽減を図り、早期処理の促進に努めていく。

## 2 . P C B 廃棄物の広域的な処理の体制に関する事項

### ( 1 ) 広域収集運搬における安全性の確保

J E S C O が北九州事業所において整備する拠点的広域処理施設を中核とした処理体制の下で确实かつ適正な処理を円滑に進めるためには、県内の P C B 廃棄物の広域的かつ計画的な収集運搬の体制を確保することが必要不可欠である。

このため、県及び長崎市、佐世保市は互いに連携、協力し、保管事業者における P C B 廃棄物の保管状況を把握するとともに、保管事業者及び収集運搬業者（廃棄物処理法に基づき P C B 廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している業者をいう。以下同じ。）が収集運搬中の漏えい防止のために必要な安全措置を実施するよう、指導監督及び助言に努める。

また、収集運搬業者は、関係自治体の指導・助言に従うほか、「 P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」（環境省策定）等に従って安全かつ効率的な収集運搬を行うとともに、保管事業者及び J E S C O 又は処分業者と相互に調整を図り、确实かつ適正な収集運搬に努める。

### ( 2 ) 計画的な収集運搬体制の整備

J E S C O 北九州 P C B 処理事業所の処理施設への収集運搬の体制の整備にあたっては、少量保管事業者が多数存在すること、 P C B 廃棄物の種類が多岐にわたること、処理施設の能力に応じて適正かつ計画的な搬入が確保されるようにする必要があること等を踏まえ、処理施設の受入能力に見合った収集運搬ができる体制とする必要がある。

このため、県及び長崎市、佐世保市は互いに連携を図り、同処理施設への計画的な収集運搬、対象となる P C B 廃棄物の種類、数量、運搬手段、運搬経路及び保管事業者に対する指導方針並びに緊急時の連絡体制等について関係機関と協議、調整を行うとともに、調整結果に基づき、同処理施設への P C B 廃棄物の搬入が計画的に行われるよう、保管事業者に対する適切な指導等に努める。

## 第4章 P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な監視・指導その他の措置に関する事項

### 1. P C B 廃棄物等の確実な把握及び処理の指導

P C B 廃棄物等の確実かつ適正な処理を確保するためには、県内の P C B 廃棄物や使用中の P C B 含有機器等の確実な把握が必要であることから、県は、国、J E S C O、電気保安関係事業者団体等と連携して、掘り起し調査等によりその把握に努め、P C B 特措法に基づく報告徴収や立入検査の権限を活用し、実態把握の徹底を図る。

掘り起こし調査等によって明らかとなった P C B 廃棄物等の保管及び所有状況に基づき、保管事業者等に対して法に基づく届出や、J E S C O 及び無害化処理認定事業者への処分委託等を指導する。

特に高濃度 P C B 廃棄物について、処分期間内の処分が遵守されない場合、保管事業者に対し P C B 特措法に基づく改善命令を行う。また、保管事業者の破産、死去、相続等に起因して、高濃度 P C B 廃棄物を期限内に処分することが困難になった事案については、必要に応じて、P C B 特措法に基づく行政代執行を行い、計画的処理完了期限内の処理完了に努める。

### 2. 適正保管に関する監視指導等の徹底

P C B 廃棄物の処理が完了するまでは、不適正な保管や紛失等によって生活環境の保全上の支障が生ずることがないように適正な保管が行われなければならない。

このため、県は保管事業者に対し、あらゆる機会を通じて適正な保管についての啓発を行っていくとともに、立入検査を実施し県域内に保管されている P C B 廃棄物の保管状況等を的確に把握するなど、監視指導の徹底・強化に努める。

### 3. P C B 使用製品の確実な処理の推進

県及び長崎市、佐世保市は、互いに連携、協力を図りながら、P C B 使用機器等の使用状況等の実態把握に努める。

特に、電気事業法で規定する電気工作物に該当する高濃度 P C B 使用製品については、P C B 特措法が規定する届出義務、廃棄義務、報告徴収及び立入検査等は適用されず、電気事業法の定めによることから、同法を所管する経済産業省九州産業保安監督部と連携し、計画的処理完了期限内の処理完了に努める。

### 4. 安全で効率的な収集運搬に関する監視指導及び緊急時の連絡体制

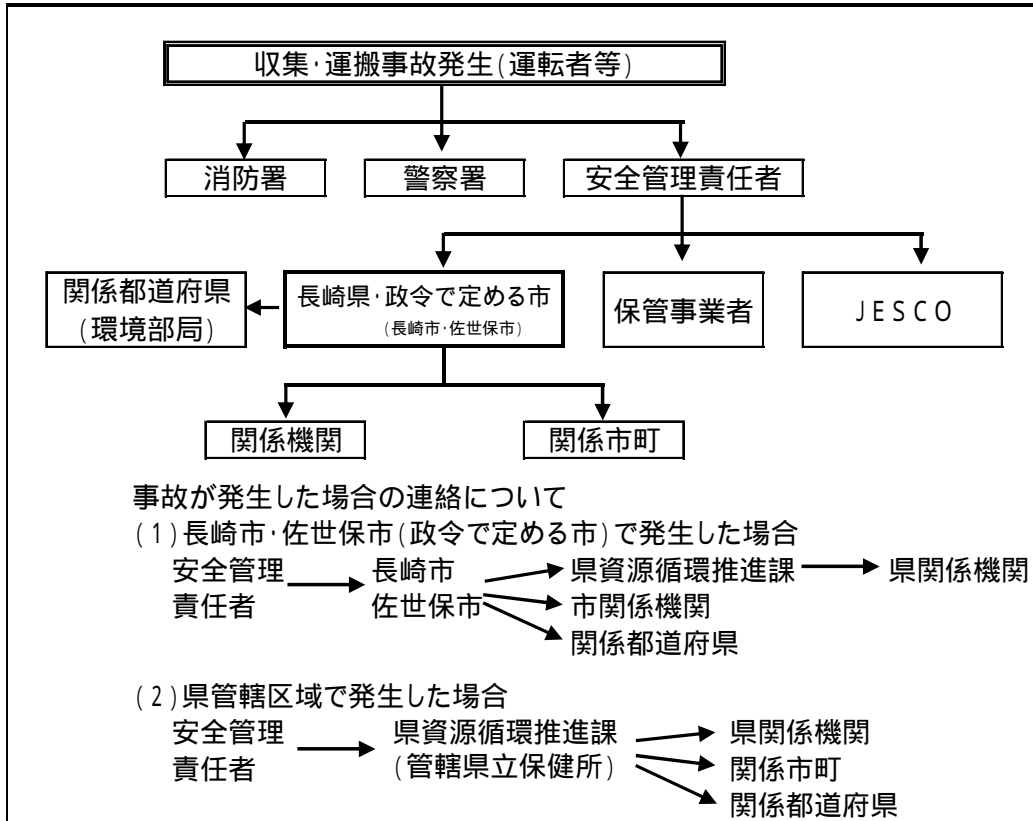
P C B 廃棄物の収集運搬を安全かつ効率的に進めるには、保管場所での積込みから処理施設への荷降しまでの搬入過程全般にわたる安全対策の徹底が必要である。

このため、県及び長崎市、佐世保市は互いに連携を図りながら、保管事業者及び P C B 廃棄物の収集運搬業者に対して、廃棄物処理法等関係法令や「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」の遵守を求めるとともに、「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」(J E S C O 策定)や「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(北九州市策定)において定められている運行条件等を踏まえながら、収集運搬時における安全性の確保について周知及び指導、監督に努める。

また、県は、搬入経路における事故発生等の緊急時に備え、緊急時連絡体制を整備するとともに、事故対応マニュアルを策定する。(資料1参照(21~22頁))



図1 長崎県における収集・運搬時の緊急連絡体制



## 第5章 P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な関係機関との連携に関する事項

### 1 . 広域的な連絡・調整体制の強化

P C B 廃棄物の広域的な処理を円滑に推進するためには、J E S C O や北九州市、関係自治体等との連絡調整や協力、連携が重要である。

特に、J E S C O 北九州 P C B 処理事業所の処理施設への受入能力に見合った計画的な搬入を行うためには、保管事業者を含めた関係機関の緊密な調整が必要であり、県は各関係機関とともに、北九州 P C B 廃棄物処理事業に係る西日本広域協議会における調整機能の充実と関係機関間の連絡体制の強化を図る。

### 2 . 関係機関の役割と連携

P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進にあたっては、保管事業者、収集運搬業者、J E S C O、関係自治体等がそれぞれの責務と役割を果たすとともに、緊密に連携することが重要である。

#### ( 1 ) 保管事業者等の役割

##### 保管事業者

保管事業者には、廃棄物処理法、P C B 特措法等関係法令の規定により、P C B 廃棄物の適正な保管、保管・処分状況に係る届出、処分終了に係る届出、P C B 特措法で定める期間内での処分等が義務付けられている。

保管にあたっては、特別管理産業廃棄物管理責任者の指導・監督の下、廃棄物処理法で定める保管基準等を遵守し、紛失や漏洩等による生活環境の保全上の支障が生じることのないよう適正な管理に努めなければならない。

特に、高濃度の P C B 廃棄物については、本計画の下、J E S C O 北九州 P C B 処理事業所における処理状況等を勘案しながら委託する時期を含め自社の処理計画を適切に決定し、処分期間の末日までに確実に処分を委託する。

また、P C B 廃棄物を自らの責任において処分する場合は、廃棄物処理法等関係法令を遵守するとともに、県及び長崎市、佐世保市の指導、助言等に従い、P C B 特措法で定める期間内に安全かつ適正に処分を完了する。

##### 所有事業者

P C B 使用製品の使用をできるだけ早期に中止して、適正な保管を行うとともに、保管事業者と同じ期限までに処分を行う。

特に、高濃度 P C B 使用製品(電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。)については、廃棄の見込みに係る届出を行い、処分期間の末日までに廃棄を行う。すべての高濃度 P C B 使用製品の廃棄を終えた後は、P C B 特措法に基づく廃棄終了に係る届出を提出する。

なお、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度 P C B 使用製品については、同法の規定に基づき、管理及び廃止を行う。

## (2) 収集運搬業者の役割

P C B 廃棄物の収集運搬業者は、廃棄物処理法、P C B 特措法等の関係法令やP C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン、北九州市が定める運行条件等を遵守するとともに、搬入経路に当たる関係自治体の指導・助言等に従い、安全な収集運搬を実施しなければならない。

また、J E S C O 北九州 P C B 処理事業所の処理施設への搬入にあたっては、同社が示す基準や指示に従うとともに、同社が行う搬入調整に協力する。

## (3) 国・J E S C O の役割

国は、P C B 特措法に基づき、北九州 P C B 廃棄物処理事業の全般を統括し、事業の実施主体である J E S C O を監督する。

J E S C O は、事業主体として、本県を含む西日本 17 県の全ての高濃度 P C B 廃棄物及び他地域に存する高濃度 P C B 廃棄物の一部を安全かつ確実に処理するとともに、処理等に関する必要な情報提供や関係自治体との連携、調整に努める。

## (4) 県・政令で定める市（長崎市、佐世保市）の役割

県は、県内の P C B 廃棄物の安全かつ適正な処理を促進するため、本計画の内容等 P C B 廃棄物の処理に関して、県民、事業者等に広く周知を行うものとする。

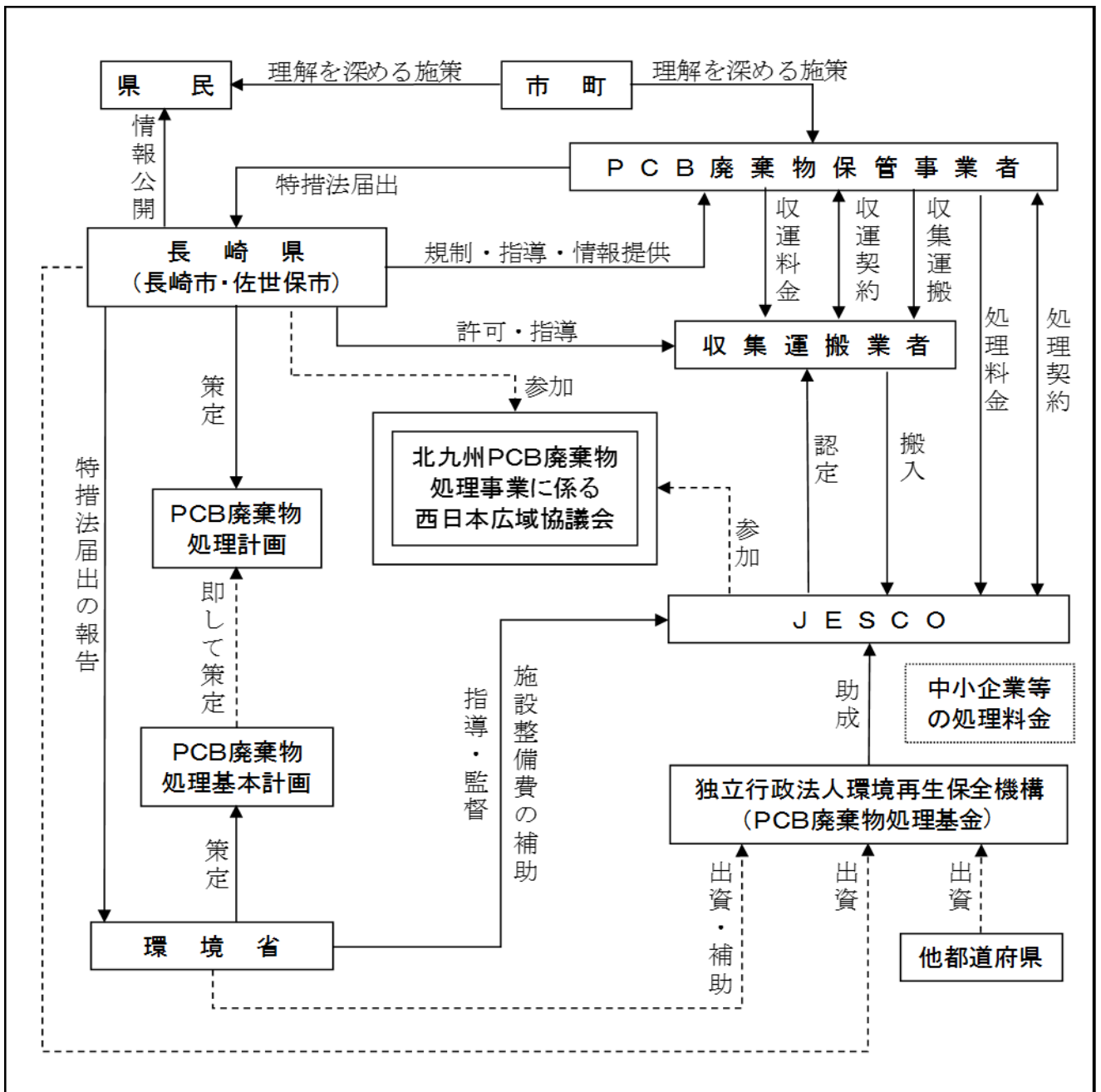
県及び長崎市、佐世保市は、保管事業者等に対し、本計画に基づく計画的な処分について周知、指導等を行い、P C B 廃棄物の早期かつ円滑な処理を推進するとともに、すべての P C B 廃棄物が適正に処理されるまでの間は、P C B 廃棄物に係る実態の把握や報告徴収及び立入検査等を必要に応じて実施し、適正な保管の確保に引き続き努める。

高濃度 P C B 廃棄物及び使用製品が、処分期間までに処分又は廃棄されない場合は、義務違反者に対する改善命令、保管事業者が不明等の場合に処分に係る行政代執行を行い、処分期間又は特例処分期限日までに処分が完了するよう努める。

## (5) 市町の役割

P C B 特措法に基づく適正保管や計画的な処分の促進に関して、県民、事業者等の理解を深めるための施策や取り組みについて積極的に協力する。

図2 PCB廃棄物の処理スキーム



## 第6章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な関係者の理解を深めるための方策に関する事項

### 1. 関係者の理解を深めるための情報公開の推進

PCB特措法では、国、都道府県及び事業者は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し、国民、事業者及びPCB製造者等の理解を深めるよう努めなければならないとされている。

PCB廃棄物の確実かつ円滑な処理の推進のためには、県民や事業者の理解と協力を得ることが何より重要であることから、県及び長崎市、佐世保市は、ホームページや広報紙等を通じて、PCB廃棄物の保管、収集運搬及び処分に関する必要な情報を積極的に公開・提供していく。

また、保管事業者等に対しては、説明会の開催等を通じて、PCB廃棄物の適正な保管や収集運搬に関する情報、北九州PCB廃棄物処理事業における処分に関する情報など必要な情報を的確に提供し、周知するよう努める。

## 第7章 その他の必要な事項

### 1. 進行管理

本県におけるPCB廃棄物の処理の基本となる北九州PCB廃棄物処理事業を効率的かつ機能的に推進するため、県は北九州PCB廃棄物処理事業に係る西日本広域協議会を活用しながら、JESCO及びPCB廃棄物処理施設が設置されている北九州市、関係各県等との連絡、協議及び調整を緊密に行い、本計画の円滑な推進を図っていく。

また、県は、県関係部局及び県内市町等の関係機関と連携を図り、PCB廃棄物に関する情報を共有し、相互に意見交換を行うこと等により、本県内のPCB廃棄物の適正処理を推進する。

### 2. PCBの使用された部品を含む家電製品の処理

PCBの製造が禁止された昭和49年以前に製造されたテレビ、ルームクーラー及び電子レンジの家電製品については、PCBを使用した部品を含む家電製品である可能性があるため、市町は廃家電製品等の処理に際しては、当該家電製品の製造者に取り外しを依頼するなど、PCBを使用した部品の取扱いに留意する必要がある。

## P C B 廃棄物の輸送時等の事故対応マニュアル

1. 人命を第一に考え、避難誘導の措置を行うこと。

2. 緊急対応について

事故時にはユニック車と伴走車に装備している応急措置設備を使用して対応します。

( P C B 廃棄物の輸送は輸送用のユニック車と従業員を搬送する伴走車の二台一組で輸送にあたります。 )

火災が発生した場合	<p>運送車両や伴走車の積載消火器で初期消火を行うとともに消防署へ 1 1 9 番通報を行う。</p> <p>P C B に引火した場合は、有害な塩素ガス等の発生の可能性があるため、吸わないよう近づかないこと。</p> <p>(風向きに注意して避難方向にも考慮すること。)</p> <p>可能であれば、河川等への汚染を防ぐため、土砂等を用いて、排水溝や河川等への流入を防ぐ。</p> <p>車両に引火して爆発の可能性があるときは速やかに避難する。</p>	
液体が漏れ出した場合	<p>漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。</p> <p>爆発、火災の危険が無ければ、吸着マットや土砂を用いて洩れを止める。</p> <p>可能であれば、河川等への汚染を防ぐため、土砂等を用いて、排水溝や河川等への流入を防ぐ。</p>	
<p>暴露・接触時の応急処置</p> <p>(いずれの場合も医師の診断を受ける。)</p>	蒸気を吸入した場合	新鮮な空気の箇所で安静にする。
	皮膚に付着した場合	P C B に汚染された衣服を脱ぎ、水並びに石けん水 (アルカリ性の強いものは使用しない) で洗浄する。
	眼に入った場合	多量の洗浄水で 1 5 分以上洗眼した後、3%のホウ酸水で洗眼する (コンタクトレンズをはずす)
	口に入った場合	吐き出して水でうがいを繰り返す。安静にしておく。

3. 応急措置のための器具リスト（運送業者が用意している応急措置のための器具）

1. 化学防護服 2. 耐油性手袋 3. 耐油性長靴 4. ろ過式又は給気式マスク  
5. プラスチック製ゴーグル 6. 吸着マット、ウエス、土砂 7. シャベル、オープン  
ドラム缶、8. 粉末、泡消火器 9. 事故表示板等

PCBが付着したものは通常のごみとして処理せず、別途ゴミ袋等に入れて保管しておくこと。

4. 毒性について

急性毒性は低い、長期間又は大量に摂取した場合、下記のような慢性影響がある。

- |        |   |                             |
|--------|---|-----------------------------|
| 皮膚・粘膜系 | ： | ニキビのような吹き出物、皮膚の黒ずみ、目や口腔粘膜異常 |
| 肝臓系    | ： | 黄色肝萎縮、黄疸、浮腫、腹痛              |
| 神経系    | ： | 倦怠感、手足のしびれ、末梢神経系の異常         |
| 呼吸器系   | ： | 気管支炎、免疫力の低下                 |
| 内分泌系   | ： | ホルモンの機能異常                   |
| その他    | ： | 高脂血症、貧血症状                   |

問い合わせ先 長崎県県民生活環境部資源循環推進課 電話095-895-2373